

令和4年度結婚新生活応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策を推進することを目的として、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うため、新規に婚姻した世帯に対しその住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において、大潟村結婚新生活応援事業費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住居を購入、賃借する際に要した費用で、住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当については補助対象外とする。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い引越に要した費用で、引越業者または運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯及び要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の号のいずれかにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日における最新の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した世帯所得が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる計算方法により算出した額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書と同額間の返済額）を控除した額を世帯所得とする。
- (2) 対象となる住居が大潟村内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 村税を滞納していないこと。
- (7) 住居費及び引越費用が、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払われたものであること。ただし家賃の支払については、事業期間内の家賃のみを対象とするため、事業期間外の家賃（いわゆる前家賃）を支払うものは、仮に支払日が事業期間内であったとしても、対象外とする。（令和4年4月分の家賃を令和5年3月中に支払う場合等）

（助成金の額等）

- 第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象として、1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で補助する。
- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
 - 3 補助金の交付は初回限りとし、事業期間内に複数回引越等を行っても初回のみ助成する。また、夫婦のどちらか一方でも一度補助金の交付（他自治体の実施する結婚新生活支援事業によるものを含む）を受けたことがある場合には、助成を受けることができないものとする。
 - 4 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については助成対象外とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大潟村結婚新生活応援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書（世帯分）
- (2) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (3) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 引越に係る契約書又は見積書（引越費用）
- (6) 戸籍謄本（世帯の婚姻日が確認できるもの）
- (7) 住民票（世帯分）
- (8) 離職票の写し又は退職証明書（対象者のみ）
- (9) 貸与型奨学金年間返済額証明書（対象者のみ）
- (10) 納税証明書（未納がないことの納税証明書）
- (11) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合には、内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、大潟村結婚新生活応援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条第1項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに大潟村結婚新生活応援事業費補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、第5条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 村長は、前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、大潟村結婚新生活応援事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、大潟村結婚新生活応援事業費補助金実績報告書（別記様式第6号）及び請求書に、申請書又は変更申請書による事業内訳に係る経費を支払ったことを証する次に掲げる書類を添えて、速やかに村長へ提出しなければならない。

(1) 住居費及び引越費用に係る領収書等の写し

(2) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の補助対象者からの請求書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

3 第1項に規定する請求書等は、実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 補助金の額の確定通知は、これを省略するものとする。

(調査等)

第11条 村長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、補助金を受けた世帯に対して、報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、又は関係者に対して質問することができる。

(補助金の返還)

第12条 村長は、補助金の交付を受けた世帯が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該世帯に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 補助対象者は、村長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに、当該補助金を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。